

令和7年5月23日
危機管理部

住まいの防犯対策サポート事業の事業規模の拡大について

1 主旨

区では、個々の住宅の防犯機能を高めることで犯罪を抑止し、区民の犯罪不安の軽減と防犯意識の更なる向上を図るため、住宅の防犯設備の設置等に対する費用を補助する住まいの防犯対策サポート事業を実施しているところであるが、補正予算により事業規模を拡大する。

実施事業の概要…別紙参照

2 拡充の概要

東京都は、令和7年度の緊急対策として侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等の導入に関する補助として防犯機器等購入緊急補助事業を実施した。

区では東京都の補助事業を活用し、住まいの防犯対策サポート事業の事業規模を拡大する。

(1) 申請想定世帯数

申請想定世帯数は、世田谷区全世帯数の3%まで拡大する。

- ・世田谷区全世帯数：505,796世帯（R7.4.1現在）
- ・申請率：全世帯の3% 15,174世帯
- ・令和7年度当初予算での申請率：全世帯の1% 5,027世帯（R6.12.1現在）

(2) 事業規模

拡大後の補助金と事務費については、以下を見込み、第1次補正予算案に計上する。

当初予算（全世帯1%） 203,026千円…①

変更後予算（全世帯3%） 610,391千円…②

②—①（第1次補正予算案） 407,365千円

<p>【内訳】・補助金 606,960千円</p> <p>・事務費 3,431千円</p>

<特定財源> 東京都防犯機器等購入緊急補助事業（1/2） 306,909千円

3 今後のスケジュール（予定）

6月 令和7年第2回区議会定例会への補正予算案提案

9月末 事業受付終了

世田谷区

住まいの防犯対策 サポート事業



世田谷区
防犯キャラクター
せたかくん

申請期間

令和7年5月15日～
9月30日(予定)

※令和7年4月1日以降の領収書が対象です。

補助対象者

世田谷区の住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主または世帯員で、かつ、現に世田谷区に居住している方。なお、共同住宅の場合は世帯ごとの申請となります。管理者や管理組合、賃貸住宅の所有者単位では申請できません。

補助上限額

4万円 (※補助率10/10、100円未満切捨て)

補助対象品目

防犯カメラ	防犯ガラス
録画機能付きインターホン	面格子
防犯フィルム	防犯性能の高い玄関錠
ガラス破壊センサー	玄関補助錠
センサー付きアラーム	窓補助錠
センサー付きライト	防犯砂利

(補足)その他の防犯製品についても対象となる場合があります。購入前に下記コールセンターへお問い合わせください。

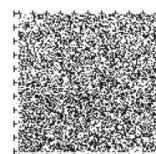
申請方法

- オンライン手続き: **区HPQ 23301** (下記二次元コードからアクセスできます)
- 郵送: 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 地域生活安全課あて
- 窓口: 地域生活安全課またはまちづくりセンターへ申請書類を持参
※申請書のほか、領収書等の必要書類があります。区ホームページでご確認ください。

注意事項

- 申請状況によっては補助が受けられない場合があります。
- 対象品目など補助制度の詳細は、右記二次元コードからご覧ください。
- 申請から補助金の交付まで3ヶ月程度かかる場合があります。
- ご不明な点がございましたら、下記コールセンターまでお問い合わせください。

区ホームページは
下記二次元コードより
ご覧ください。



お問い合わせ先

世田谷区住まいの防犯対策
サポート事業コールセンター

☎03-6631-2955 (平日:午前9時から午後5時まで)

世田谷区 住まいの防犯対策サポート事業

犯罪を未然に防止するための住宅への防犯設備の設置及び防犯物品の購入に対して、その費用を補助します。

I 必要書類等

- ① 申請書 ※区の様式です。
- ② 事前確認書 ※区の様式です。
- ③ 領収書
宛名、購入日、商品名、領収金額、領収日、販売店の名称がわかるもの。
宛名は申請者ご本人の名義でなければ申請できません。
※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。
- ④ 工事の内容が分かる書類
宛名、工事日、工事の内容、費用、領収日、施工業者の名称が記載された書類を提出してください。
宛名は申請者ご本人の名義でなければ申請できません。
※領収書に記載されている場合は不要です。
※代理の方が申請する場合も申請者ご本人の名義であることが必要です。
- ⑤ 本人確認書類の写し
氏名、住所、生年月日の記載がある公的機関発行のもの。(運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード(表面)、各健康保険の被保険者証や資格確認書、介護保険証等)

- ⑥ 口座情報の確認書類
通帳の写し等の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号がわかるもの。
- ⑦ 防犯設備設置後の写真(防犯カメラ、録画機能付きインターホンを申請する方のみ)
下の例を参考に設置後の写真を提出してください。(防犯カメラは寄り、引きの2種類が必要です。)

※防犯設備設置後の写真(例)

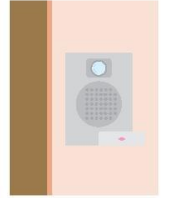
防犯カメラ(寄り) 防犯カメラ(引き) 録画機能付き
インターホン



撮影範囲の50%程度がカメラ本体となるように撮影してください。



撮影範囲の10%程度がカメラ本体となるように撮影してください。



本体の設置状況がわかるように撮影してください。



問 防犯設備及び防犯物品を複数購入しましたが、申請できますか。

答 複数品目の申請が可能です。ただし、申請は1世帯で1度しかできませんので、まとめてご申請ください。

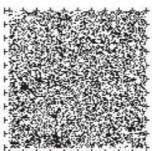
問 インターネットでの購入も対象になりますか。

答 対象となりますが、領収書の提出が必要です。

問 購入した防犯設備等の設置費用は対象となりますか。

答 対象となります。ただし、設置工事のみの申請、移設費、撤去費、修理費、配送料、振込手数料は対象となりません。
また、リース代や電気代等のランニングコスト及びホームセキュリティの委託費等の毎月支払いが生じるものも対象外です。

※こちらに記載した事項以外であっても、申請内容によっては区からお問い合わせさせていただく場合があります。
※上記以外の注意事項については、右記二次元コードの区ホームページを必ずご確認ください。
※ご不明な点がございましたら、下記コールセンターへお問い合わせください。



お問い合わせ先

世田谷区住まいの防犯対策サポート事業コールセンター

☎03-6631-2955 (平日:午前9時から午後5時まで)